

## 第3回豊川市教育振興基本計画策定委員会・議事概要

開催日 令和3年10月5日 午前9時30分～午前11時32分

場所 豊川市音羽庁舎 教育委員会研修室（4階）

出席者 委員長 小林康典

副委員長 片山洋

委員 小澤慎一、加藤悦子、藤原利江、小野泰裕、中村詠子、  
蟹江充子 ※欠席2名

### 1 議題

#### (1) 計画書（案）第1、2章について

（第2章「2 基本理念を実現するための基本目標」に関して以下のとおり意見等があった。）

「委員」

○19ページの「基本目標1」の説明文で、2行目の「培う」が漢字になっているが、25ページでは「つちかう」と平仮名で表記されている。あえて使い分けているのか。

⇒「事務局」統一させていただく。

（第2章「3 施策の展開にあたっての視点」に関して以下のとおり意見等があった。）

「委員」

○21ページの「①家庭の役割」の説明文で、1行目の「触れ合い」が漢字になっているが、計画の別の箇所では「ふれあい」と平仮名で表記されているところがあるので統一した方がよい。

#### (2) 計画書（案）第3章について

（「基本目標1」に関して以下のとおり意見等があった。）

「委員」

○25ページの施策1「家庭教育・子育ての支援」のNo.3「幼児教育研究科会の開催」の説明文に、「幼稚園や保育」とあるが、これは「幼稚園や保育園」の間違いか。

⇒「事務局」修正させていただく。

「委員」

○26ページのNo.4「幼児期における母子・父子への支援」の説明文に、「いやいや期」と平仮名で表記されているが、片仮名を使うことが多いので、どちらが正しいか確認してほしい。

「委員」

○27ページの施策2「道徳教育の充実」のNo.1「『特別の教科道徳』を核にした道徳教育の推進」の説明文に、「啓発」と表現しているが、取組内容からして「周知に努める」といった意味合いであって「啓発」ではないと思う。また、説明文で「したりして」という表現があるが、この表現はあまり使わないと思う。表現を検討してほしい。

「委員」

○28ページの施策3「人権教育・多様性理解の推進」について、「障害」という言葉が気になる。リード文では、「障害者」ではなく「障害のある方」と配慮された表記をしているが、No.5「障害者の権利擁護に関する取組の実施」では、「障害者」と表記されている。統一した方がよい。また、障害の「害」という字を自治体によっては平仮名にしているところがあると思うが、その点はどうか。

⇒「事務局」市としての統一を図る必要がある。福祉課でも「害」の漢字を使っている。福祉課に確認をさせていただく。

「委員」

○福祉課に合わせて「害」を使用しているとのことであるが、以前からの資料では、「害」は漢字で表記しているけれど、最近、平仮名に移行されつつあるので、福祉課と相談してほしい。

「委員」

○28ページのNo.4「人権尊重意識の啓発」の説明文の最後のところが、「人権尊重の意識の高揚に取り組みます。」と結ばれている。タイトルが「啓発」なので、「人権尊重の意識の啓発に取り組みます。」という方がよい。

「委員」

○29ページの施策4「いじめ・不登校などへの対応」について、リード文の1段落目の不登校の原因として、「心身の問題」を加えてはどうか。起立性調節障害や発達障害、病気などで不登校になる子どもも多いように感じる。

### 「委員」

○29ページのNo.5「要保護児童対策地域協議会の開催」について、新規事業となっているが、今までも同様の会議があったと思う。それとどう違うのか。

⇒「事務局」計画に掲載するのが初めてということ。

### 「委員」

○30ページの施策5「学校における体験活動の充実」のNo.2「人とのかかわり方を考える体験活動の実施」の説明文について、最初の部分で「社会で求められる能力を育むよう」とあって、文章の結びの部分で『赤ちゃんふれあい体験』や『福祉実践教室』を実施する」となっている。最初に、ものすごく大事なことが書いてあって、リード文に書くような内容に近いのに、文章の結びが「体験活動を実施します」では、全体として体験活動のことになってしまうので、うまく表現できないかと思う。

⇒「事務局」No.3「文化的行事・宿泊的行事の実施」の説明文にも体験活動を記載しているので、合わせて整理させていただく。

### 「委員」

○31ページの施策6「読書活動の推進」のNo.1「朝の読書活動の実施」について、「朝の読書」としている。3年前の小学校では、朝の会を始める前の時間を活用した朝の読書が、授業時間の確保などにより、なかなか実施できていなかったと思う。「朝の会を始める前の時間を活用して」という、朝に限定するような読書活動では、現場の実態と合わないのではないか。

⇒「事務局」授業時間の確保のため、別の形で実施している学校があると聞いている。確認をさせていただく。

### 「委員」

○32ページの施策6「子どもの体づくりの推進」について、取組として「もぐもぐ教室（離乳食）」や「ピタコチョコ教室（歯磨き）」など、乳幼児期からの保護者への啓発も重要と感じる。

### 「委員」

○32ページのNo.2「地域における子どものスポーツ活動への支援」について、基本目標4の施策である「学校における働き方改革」の取組とも重なるが、「部活動の問題」と「子どもの体づくり」、あるいは「生涯スポーツ」などの関わりについて、令和4年度から8年度はとても大事な時期と考える。取組として別々に記載してあるが、関連して体系的に見てもらえると、学校現場はとても助かる。部活動の地域への移行ができるかわからないが、地域で

の受け皿というか、子どもたちを受け止めていただくことを踏まえ、関連づけて考えてほしい。スポーツに関係した施策の取組でも重なるところがあるので、そのような視点も持つとよい。

(「基本目標 2」に関して以下のとおり意見等があった。)

#### 「委員」

○ 35 ページの施策 3 「理数教育の推進」は、とても大事な施策なので、是非、推進してほしい。No. 1 「理数教科への関心を高める授業の実施」の説明文に、「優れた実践や実験用教具などの情報共有を進め」とある。今までも取り組んでいるが、こういった取組だけでは限界がある。今、話題になっている教科担任制も積極的に取り入れて、完全な教科担任制ではなくても理科の得意な先生が理科を教えてほしい。そういったことを強く意識させることによって、理科好きの子どもが育つのではないか。一般的に小学校では弱い部分だと思う。理数系の先生はどちらかというと、小学校には少ないとの印象を持っている。教科担任制も取り入れることで、効果が確実に上がるのではないかと思う。No. 2 「理科教育支援員の配置」についても、とてもよい取組なので、是非、支援員を増やしてほしい。自然科学を好きな子どもが育つとよい。

#### 「委員」

○ 37 ページの施策 5 「環境教育・SDGs の理念を踏まえた教育の推進」について、リード文の下から 2 行目に、「多様性と包括性のある社会の実現な社会の構築に向けた」とあるが、文章としておかしい。

#### 「委員」

○ 37 ページのリード文を見直してほしい。私も 2 段落目の「また、」以降の部分を含めて、もう少しつながりがスムーズだとよい。全体的にリード文の再検討をするとよい。

⇒ 「事務局」検討をさせていただく。

(「基本目標 3」に関して以下のとおり意見等があった。)

#### 「委員」

○ 43 ページの施策 1 「生涯学習の振興」について、リード文の 5 行目の「意識を喚起す」の後に、「る」が入るのではないか。

#### 「委員」

○ 43 ページの No. 2 「学びを広げる学習情報・学習機会の充実」で、ICTを

活用した情報提供の取組がある。とよかわオープンカレッジで仕事をしているが、最近、オンラインでの講座を求める声が非常に多い。とよかわオープンカレッジではオンライン講座を実施していないが、学校現場ではコロナという特殊な状況で、そういったものが求められている。生涯学習の中でも情報提供だけではなく、オンライン講座やICTを活用した取組を検討してほしい。

#### 「委員」

○43ページのNo.5「プラネタリウムを有効活用した情報発信」について、「プラネタリウム」と表記するのが異質な感じがする。以前は「ジオスペース館」という名称になっていたが、名称が変わったのか。プラネタリウムだと、ここには星座といった意識が強くなると思う。また、この後に施策4「図書館サービスの充実」があるが、そちらの施策に移行できないのか検討してほしい。

⇒「事務局」プラネタリウムは、条例上の位置づけでも「文化施設」であって、図書館は「社会教育施設」となるので、異なる公の施設として定義されている。全国的な事例を見ても、プラネタリウムは必ずしも図書館と一緒にしている。「博物館施設」ということで、広い意味で生涯学習の推進に役立っている。数年前、デジタル式投影機をリニューアルしており、活用の方法の幅が広がった背景がある。図書館とは別の役割として、生涯学習にも活用していくために、ここの施策の取組としたが、どの施策に掲載するか検討させていただく。

#### 「委員」

○45ページの施策3「生涯スポーツの振興」のNo.1「地域スポーツの推進」の説明文の結びで、「新規クラブ設立の機運が醸成された際は設立を支援します」とある。敢えてこのような言い回しをしているのは、意味があるのか。

⇒「事務局」教育振興基本計画は各種計画との整合を図っている。スポーツ課が令和2年3月に策定した「第2期スポーツ振興計画」で、地域スポーツクラブについてこのように表現している。

(「基本目標4」に関して以下のとおり意見等があった。)

#### 「委員」

○53ページの施策5「スポーツ環境の整備」のNo.1「スポーツ施設の整備」の説明文に、「防災拠点としての安全性の確保」とある。防災には、海外の方や障害の方、幼い子どもからお年寄りに対して、難しい課題が多くあると思う。また、計画で多様性、多文化共生の社会を定義している。防災は、と

でも重要なことなので、主な取組のひとつとして大きく取り上げてほしい。  
防災拠点地として、スポーツ施設はとてもよい場所だと思う。

#### 「委員」

○53ページのNo.3「学校施設の開放推進」の説明文に、「市内の小・中学校」とあるが、「・」は意味があるのか。  
⇒「事務局」「小・中学校」「小中学校」と混在しているので、計画書全体を見直し統一させていただく。

#### 「委員」

○55ページの施策7「読書環境の充実」のNo.2「図書館施設などの整備」の説明文に、「各所の配送サービスを継続するため、関係各所の調整」とあるが、この「各所」は同じものか。  
⇒「事務局」最初の「各所」はサービスポイントのことで、図書館分館や福祉センターにおいて、本の受取りや返却ができる場所のこと。次の「関係各所」は、生涯学習センターを管理している生涯学習課などのことなので、「関係各部署」と表記したほうが分かりやすい。変更をさせていただく。

#### 「委員」

○56ページの施策8「学校における働き方改革」の取組としてNo.3「休日部活動の地域移行への検討」が掲載されていることはよい。「地域で受け皿があるから、学校の先生は無理せず、日曜日は部活動を指導しなくてもよい」となるとありがたい。「地域で受け皿がないので、日曜日でも自分の時間を割いて部活動を一生懸命に指導してくれ」と学校に言われるのはつらい。また、No.2「専門スタッフ・地域人材などとの連携・分担による業務の削減」について、市が支援員などの人材を派遣してくれることは、とても助かっている。この支援員の派遣では、学校現場はとてもありがたい。ただ、学校がつらいのは、職員が自分の働き方、自分の人生を考えて、例えば、「男性職員が育休を取りたいとか、妊娠した女性職員が体調不良で休みたい」となったとき、担任の先生が休むことになるので、そこが他の職業と大きく違う。代わりに担任をする先生を見つけられない限り、補充ができない。そこを理解してほしいと思っている。実際どのように補充しているかと言うと、教務主任、校務主任という立場の担任を持っていない者が、朝から晩まで担任の代わりに仕事をしている学校がいくつかあると思う。教務主任は本来、教育課程の管理で、校務主任は自分の学校や経験で言うと、生徒指導や相談活動、校内支援のまとめなど、大事な仕事がある。それらの仕事に余裕がなくなると学校は危機的状況に陥る。その仕事を続けながらも頑張ってくれているので、何とか維持できているのが現状である。これは、愛知県だけではないと思うし、愛知県はまだ恵まれているかもしれない。国や県が現状を分かって

いると思っていたが、なかなか現状が変わらない。だから、市にお願いをしたい。もし、豊川市が教育に力を入れるのであれば、市独自で常勤の講師を確保できないか。現状として、学期の途中で先生が休むと代替りの先生がいないことが多い。その時に、豊川市では代替りの先生を配置できればよいと思っていた。そのような対応がないと、学校は危機的状況に陥っていくことを理解してほしい。主に小学校のことになるかもしれないが、担任の先生が休むと職員室に誰もいないということが日常茶飯である。教頭や校務主任、教務主任など、担任を持たない先生が走り回って、何とか担任の先生をフォローしている。この現状で、「安心して男性職員も育児休暇を取って」ということはとても言えない。妊娠された先生も無理して働かなければいけないことになったら本末転倒で、とても申し訳ないと思う。残念ながらいろんな教育課題で、精神疾患を患う先生もいる。その先生に無理な職務を与えられないとなると、いよいよ担任をするのは誰かという話になってくる。これはずっと続いてきた問題である。それを教育現場の頑張りだけで何とかしていた。市だけではなく、国や県にも考えてもらえるのが一番よいと思うが、先進的に豊川市で人的、財政的な配慮をしてもらえると学校現場は助かる。それは全部、子どもに返っていくことになる。とても難しいことと思うが、考えてもらいたい。

#### 「委員」

○57ページの施策9「将来を見据えた学校施設の整備」の2つの取組は、普通学級への対応だと思う。特別支援学級については、人数を見極めるのが難しく、年によって子どもの増減があったり、障害の程度により担当の先生が1人なのか、補助の方が就いたりなど、クラスという形を作るのが難しい環境ではある。特別支援学級の在り方や、配慮した設備などについても、この取組で行われるとよい。

### (3) 計画書(案)第4章について

(特に意見等なし。)

## 2 その他

(各種事務連絡)

以上